

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
B9-10	衣服及び身の回り品部品

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
B9-10	全	衣服及び身の回り品部品

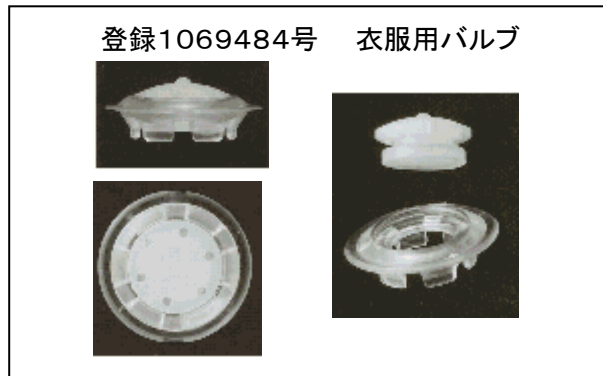
<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
B3-192	装飾用玉
B4-900	かばん又は携帯用袋物等部品及び付属品

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
B3-191	装身用鎖素子

<b>この分類に含まれる物品</b>		
ビーズ		

**定義**

衣服び身の回り品において汎用される部品のうち、下位に該当する分類のないものを含む。



**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

- 装身用鎖素子(B3-191)を除く。
- 衣服用はとめ(M3-000)、かばん用はとめ(M3-000)、くつ用はとめ(M3-000)は除く。
- なす環(M3-000)を除く。

**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**

--	--	--

**過去に分類した物品の名称**

--	--	--